

不利益処分の処分基準

処 分 名		屋外広告物設置の許可の取消し		
根拠例規及び条項		多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号)第 14 条		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市屋外広告物条例(平成 21 年条例第 21 号)第 14 条		
	基 準	・ 条例第 10 条による許可の条件に違反したとき。 ・ 詐欺その他の不正の手段で許可を受けたとき。		
	設定年月日	平成 12 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				